別記様式第１号

配置技術者届（主任（監理）技術者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 配置の優先順位 | 　　１　　２　　３ |
|  | 商号又は名称(会社名) |  |
| ふ　り　が　な 氏　　　　名 |   　　 |
| 工　事　名 |  |
| 資格区分 |  |
|  監理技術者証 |  有　（　　　　　年　　　月　　　日交付）　　 無 |
|  雇用状況等 |  申請日前３か月以上の雇用関係がある 営業所の専任技術者ではない　　 建築士事務所の管理建築士ではない |
| 同一技術者を配置技術者として届け出たその他の工事 | 発注機関名 | 工　　事　　名 | 開札日時 |
|  |  | 　月　 日 ： |
|  |  | 　月 　日 ： |
| 配置技術者の工事経験（以下は、配置技術者の要件として工事経験が求められていない場合は記入不要） |
| 工　事　名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 工　　　期 | （着工）　　　　年　　月　　日 （完成）　　　　年　　月　　日 |
| 工事概要 | 項　　目 | 形式・数量等 | 項　　目 | 形式・数量等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　必要な資格者証等の写を添付すること。恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付すること。

　複数の配置技術者を届出る場合は、配置の優先順位を表示（該当順位に○印を付す。）すること。このとき、技術者の配置は優先順位第１位の者から配置を行うものとし、上位順位者が他工事への配置が決定したことにより配置できなくなったときは、次順位者の配置を認めるものとする。

　届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由によるものを除き、原則として認めない。

　届け出た配置技術者が配置できなくなり、契約締結ができなかったときは、指名停止措置の対象となることがある。

別記様式第１号

配置技術者届（専任技術者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 配置の優先順位 | 　　１　　２　　３ |
|  | 商号又は名称(会社名) |  |
| ふ　り　が　な 氏　　　　名 |   　　 |
| 工　事　名 |  |
| 資格区分 |  |
|  監理技術者証 |  有　（　　　　　年　　　月　　　日交付）　　 無 |
|  雇用状況等 |  申請日前３か月以上の雇用関係がある 営業所の専任技術者ではない　　 建築士事務所の管理建築士ではない |
| 同一技術者を配置技術者として届け出たその他の工事 | 発注機関名 | 工　　事　　名 | 開札日時 |
|  |  | 　月　 日 ： |
|  |  | 　月 　日 ： |
| 配置技術者の工事経験（以下は、配置技術者の要件として工事経験が求められていない場合は記入不要） |
| 工　事　名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 工　　　期 | （着工）　　　　年　　月　　日 （完成）　　　　年　　月　　日 |
| 工事概要 | 項　　目 | 形式・数量等 | 項　　目 | 形式・数量等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　必要な資格者証等の写を添付すること。恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付すること。

　複数の配置技術者を届出る場合は、配置の優先順位を表示（該当順位に○印を付す。）すること。このとき、技術者の配置は優先順位第１位の者から配置を行うものとし、上位順位者が他工事への配置が決定したことにより配置できなくなったときは、次順位者の配置を認めるものとする。

　届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由によるものを除き、原則として認めない。

　届け出た配置技術者が配置できなくなり、契約締結ができなかったときは、指名停止措置の対象となることがある。